

記載例

北名古屋市 総合事業訪問型・通所型サービス 状態像の目安チェック表

令和3年4月1日

北名古屋市		北名古屋市地域包括支援センター御中		事業所名:〇〇ケアプランセンター ケアマネジャー名:介護 花子		
対象者名	支援 太郎	被保険者番号	0	区分:要支援1・要支援2	計画書の期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	
サービス区分	状態像				非該当	
	①	②	③	④	状態像に準ずる	利用可能な事業所がない
訪問型サービス					○	「非該当」選択時における具体的な状況の記載 ※「状態像の目安に準ずる」に該当する場合、客観的な心身の状況等を記載 ※「利用可能な事業所がない」に該当する場合、事業所の調整結果を記載 精神科受診歴なく精神疾患の診断は受けていない。5年間利用しているヘルパーステーションの職員に絶大な信頼関係が構築されており、事業所変更することで本人の精神状態が悪化し、日常生活に支障を来す恐れがある。医師、サービス担当者会議においても確認している。
通所型サービス					○	令和3年3月1日〇〇デイサービス、〇〇デイサービス、〇〇デイサービス以上3者の管理者に確認したが、受け入れ困難との返答あり。令和3年4月から受け入れ可能。

区分	状態像の目安	基準
訪問型サービス	①身体介護が必要である	①主治医意見書又は、認定調査結果の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上 認定調査時より状況が変化している場合は、ケアマネジャーが「A1」以上と判断
	②日常生活に支障をきたすような認知症症状、行動や意思の疎通の困難さがある	②主治医意見書又は、認定調査結果の「認知症高齢者の自立度」のランクが「IIa」以上 認定調査時より状況が変化している場合は、ケアマネジャーが「IIa」以上と判断
	③精神疾患、精神面での不安定さがあり、ヘルパーの交代が病状や精神状態などの悪化につながる	③主治医意見書等により、疾病の記載が確認できることが望ましい
	④退院直後や骨折の治療中など、一時的に身体介護が必要である	④利用期間は、最大3ヶ月を上限に治癒するまでの期間とする
通所型サービス	①日常生活に支障をきたすような認知症の症状、行動、意思の疎通の困難さがある	①主治医意見書又は、認定調査結果の「認知症高齢者の自立度」のランクが「IIa」以上 認定調査時より状況が変化している場合は、ケアマネジャーが「IIa」以上と判断
	②精神疾患、精神面での不安定さがあり、環境の変化が病状や精神状態などの悪化につながる また、必要以上に声掛けや対応が必要	②主治医意見書等により、疾患の記載が確認できる事が望ましい
	③ア 通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうち、「移動」において見守りが必要、また、「食事」、「入浴」、「更衣」、「排泄」、「整容」のうち2項目以上で見守りが必要 イ 1か月以内に転倒したことがある ウ 入浴時、浴槽のまたぎに見守りが必要	③認定調査票が下記の項目の結果のいずれかが該当していることが望ましい 「移動」が「見守り等」以上、または下記の2つ以上の項目が該当している 「洗身」が「一部介助」以上に該当 「排泄」「排便」が「見守り等」以上に該当 「上着の着脱」「ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当 「えん下」「食事摂取」が「見守り等」以上に該当
	④高齢者虐待、支援困難ケース等で、入浴、食事の提供を要すると判断される	④市及び地域包括支援センターが、高齢者虐待、支援困難ケース等と判断

※障害高齢者の自立度「A1」：屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない。介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。

※認知症高齢者の自立度「IIa」：家庭外で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

令和3年4月作成